

「金融行政方針 29 年版のポイントはこちらだ」

多胡秀人
2017/12/3

平成 29 年金融行政方針が発表されました。

金融行政方針は平成 27 年から始まったのですが、そのときのメディアの取り上げ方を見ると、地域金融改革の箇所は軽視・無視されていました。

経済専門紙は、「G」すなわちグローバル金融機関についての箇所(従前の施策とほとんど変化がない)だけを取り上げて報道したため、「L」すなわち地域金融改革という金融庁の意図はなかなか浸透しませんでした。一般紙は報道すらしませんでした。

27 年金融行政方針の発表 1 ヶ月後、あるところで地域金融機関の人たち 50 人を相手に話をしたのですが、驚くことに「金融行政方針の本質が地域金融改革」であることを知っている人は皆無でした。

金融行政方針そのものの存在は知っていても「それってグローバルバンクの話でしょ」、、、、

メディアの無視、咀嚼能力欠如による偏向報道に腹立たしく思ったものです。

平成 27 年版のときと比較すると、平成 29 年版に関するメディア報道は「地域金融改革の総仕上げ」にしっかりとフォーカスされており、様変わりです。

◎ 過去から未来へ

さて、29 年版で一番多くのページが割かれている地域金融機関についての項目の中に以下の記載があります。

「持続可能なビジネスモデルが構築できていない金融機関に対しては、対話により自主的な経営改善を促しているが、金融機関において抜本的な改善策が講じられなければ、将来的に健全性が深刻な問題となる。地域の企業・経

済に貢献していない金融機関の退出は市場メカニズムの発揮と考えられるが、他方、退出によって、金融システムへの信認が損なわれたり、顧客企業や預金者等に悪影響が及ぶことは避けなければならない。このため、金融機関の健全性に関する早期是正のメカニズム、金融機能の維持や退出に関する現行の制度・監督対応に改善の余地がないかについても検討する必要がある。」

今回の金融行政方針の地域金融機関の項で最も注目された箇所です。

周知の通り、金融機能の維持・金融機関の退出に関わる”現行”の建てつけは、金融機関の財務健全度の指標である自己資本比率が中核に据えられています。

すなわち、国内基準行の場合、自己資本が4%以下になると経営改善計画の提示、マイナスになれば業務停止命令という仕組み(早期是正措置)です。

29年版には金融行政運営の変革に向けての3つの基本ポイントが打ち出されており、その中に「過去から未来」があります。早期是正措置に代表される「過去の健全性の確認」から「将来に向けた健全性が確保できる経営かどうか」へと行政の視点が変わるとのことだと考えられます。

今後、ビジネスモデルの持続可能性に深刻な問題を抱えている地域金融機関に対しては、金融庁/財務局がモニタリングを行い、経営課題を特定した上で、深度ある対話を行い、早急な対応を厳しく求めることになるでしょう。

そもそもビジネスモデルというのは単に収益性が確保されるだけでなく、顧客本位でなければ持続可能性を維持するのは難しいと思います。これからは地域金融機関を選別するのは地域顧客となるからです。自己資本比率4%をクリアしているから問題ないと、たかをくくっている場合ではありません。

◎公的金融のあり方にメス

金融行政方針の地域金融機関のパートでのもう一つの注目すべき点は、公的金融のあり方についての議論を俎上に載せたことです。

「公的金融は、民業補完を旨としつつ、民間金融と連携・協力して地域経済の発展を下支えする等の役割を担っている。こうした観点から、公的金融と民間金融の競合等の実態を調査するとともに、政府系金融機関、民間金融機

関、関係省庁と意見交換を行い、地域金融・中小企業金融の分野における公的金融と民間金融の連携・協力を含む望ましい関係のあり方について議論を行う。」

金融行政方針の発表から1週間。11月17日に「商工中金のあり方検討会」がスタートしましたが、これこそが、上記の金融行政方針で明記された”議論”の第一歩です。

新聞等の報道にある通り、世耕経済産業大臣の冒頭の挨拶「聖域なく、ゼロベースで議論をしてもらいたい」を受け、ローギア発進ではなく、いきなりトップスピードでの議論となりました。

第1回(11/17)の議論に参加して、改めて商工中金への公的サポート(半官半民組織)の拠り所を「危機時の危機対応業務」とするのではなく、「平常時の民業補完機能」を商工中金の半官半民の拠り所として規定し直す必要があると強く思いました。

「平常時の民業補完機能」というのは、

- ① ミドルリスク層(業況の芳しくないものの地域にとってなくてはならない事業者)への円滑な金融仲介や本業支援、
- ② 中小小規模企業の事業再生、
- ③ 小規模事業者の創業支援、

であるというのが私の主張です。

この中で、③の分野は日本政策金融公庫の国民生活事業(かつての国民生活金融公庫)がしっかりと取り組んでおり、民間金融機関との補完関係が成り立っています。

①と②は民間金融機関が本来やるべき業務ですが、真摯に対応しているとは思えず、それどころかマイナス金利でますます疎かになっています。

これらの業務は、地域金融機関の中で二極化が鮮明になっているのですが、二極化の中で真摯に取り組んでいる金融機関 (数は少ない) の方が実は収益性が高いのも事実です。

11/17 の会議で説明しましたが、弊害の多い長期借金漬け (中小零細企業向けは証書貸付が 8 割以上) を改め、「短期資金」と「本来の長期資金」と「資本性融資」とに組み替えたほうが高い金利を取ることができます。事業再生は労多く時間のかかる業務ですが、長期スパンで見ればそれなりの対価へとつながります。にもかかわらず民間金融機関の多くは取り組もうとせず、**Lazy Bank** と言わざるを得ません。

商工中金のミッションをこのような「平常時の民業補完機能」と位置づけられれば、当面は X 委員の主張されたダウンサイジング、民間がしっかりとやるようになれば Z 委員のおっしゃた「時間軸を持った消滅」、もしくは完全民営化という展開になってくるでしょう。

ただマジョリティの民間金融機関のだらしなさを見ると、この時間軸は相当長いように思います。この時間軸の中でかなりの数の地域金融機関が業況不振 (経営者の責任です) で退場するような展開も考えざるをえません。

いずれにしても商工中金の存立基盤が「(ありとあらゆる施策が打たれる究極の危機時にあえて)危機対応業務をやらせるために半官半民」というロジックにはかなり無理があるように思います。

公的金融のあり方についてはさらなる議論が必要ですね。

(了)

*** 無断転載、お断りします ***